

(別紙) (麦の穂乳幼児ホームかがやき)

第三者評価結果 (乳児院)

※すべての評価細目 (共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目) について、判断基準 (a・b・c の3段階) に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準 (45 項目)

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1- (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1- (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<コメント> 法人の理念「隣人愛 ～すべての人々を大切に～」が明文化されている。それを踏まえて、5つの基本方針が明文化され、具体的な指標として、「かがやき」の名を冠した4つの「職員の心得」が明記されている。理念等は年度当初に全職員に配布し、新人研修、申し送りや職員会議等で施設長から説明する等して、全職員に周知を図っている。保護者への周知については、パンフレットを配布し、保護者の状況に応じた説明を行っている。また、ホームページへの掲載を通して、広く広報に努めている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2- (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2- (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<コメント> 施設長は福祉政策の動向を把握しながら、施設運営の課題を整理している。施設長や基幹的職員は、全国・県の状況や統計データを基に経営面を分析し、社会的養育推進計画の内容も全職員へ共有している。また、要対協や特定妊婦会議への参加を通して、市のこども家庭センターと連携し、地域の支援ニーズや予防的支援を把握している。さらに、施設内の各部門から相談件数や取り組み状況を数値で報告する仕組みを整え、経営環境の変化を組織的に把握できる体制を整備している。		
③	I-2- (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・◎・c

<p><コメント></p> <p>コスト分析や理事会資料などの経営情報を職員が確認できる体制が整えられ、理事会での報告内容も定期的に共有されている。理事会・評議員会で話し合われた内容は、朝の申し送りや運営会議を通して施設長から直接伝えられるほか、全職員が閲覧できるよう資料として配置されている。また、措置費・人件費・光熱費などの現状についての周知から、具体的な取り組みへとつながりつつある。現場職員の経営的視点はまだ十分に育っていない面もあるが、業務の効率化や経費節減など、効率的な運営に向けた取り組みは進められており、今後も職員の経営参画を促す取り組みが期待される場所である。</p>
--

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児院をめぐる制度変動や経営課題を踏まえた中・長期計画が事業計画書に示され、会議を通じて職員へ周知されている。小規模化・高機能化、一時保護の受け入れ、産前産後の母子支援、フォスタリング機関の受託など、施設の強みを地域に生かす大枠のビジョンは形成されている。一方で、予算を伴う経営全般の具体的な計画としては明確化に課題があり、今年度の総括に向けて振り返りと計画の見直しが進められている。</p>		
⑤	I—3—（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえ、前年度の事業報告を振り返りながら、予算を伴う具体的な年間事業計画を策定している。各事業や部門ごとに計画・予算・振り返り・決算が作成され、事業計画はシパソシステム上で全職員に共有されている。また、地域子育て支援の充実に向け、予防的支援、里親支援、アフターケア機能の強化にも取り組んでいる。</p>		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>計画の策定にあたっては、各部署会議や全体会議で職員が振り返りと評価を行い、次年度計画へつなげている。年度末には職員の振り返りを総括し、翌年度の課題として整理している。また、第三者評価の項目に関する意見交換や読み合わせ学習を行うなど、PDCAサイクルが機能する体制が整っている。事業計画は専用ファイルとして全職員に配布され、すべての部門の内容を確認できるようになっている。</p>		

7	I—3—(2)—② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の要旨は、入所時や新年度に配布し、保護者の状況に応じてできる限り、説明している。事業計画や事業報告はホームページにも掲載し、保護者が閲覧できる環境を整えている。また、個々の養育・支援に関する取り組みは、家庭ごとに必要な内容を伝えるほか、廊下への掲示など目に見える形でも周知している。一方で、家族の諸事情や来所が難しい保護者等への周知には課題があり、来所できない場合には子ども相談センターを通じて情報を伝えている。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	②・b・c
<p><コメント></p> <p>施設全体で自己評価を行い、今年度の第三者評価も全職員で実施して課題を共有・検討している。毎月、中主会議から各グループ・部門会議、運営会議へと続く諸会議の中で振り返りを行う等、1か月の取り組みを次の改善につなげるPDCAサイクルが機能している。各会議では子どもの状況や課題を明確にし、具体的な支援につなげ、次の会議で振り返る流れが定着している。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	②・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価と第三者評価は全職員が参画して実施し、課題の明確化に組織的に取り組んでいる。課題は「児童支援計画書」や「家庭支援短期支援目標」等に書面化し、会議で共有・活用している。子どもの状況把握や日々の養育に関する評価・検討の場が計画的に設けられ、各グループ会議・主任者会議・中主連絡会議を通して優先順位をつけながら改善に取り組んでいる。また、昨年度からは感染症対策、看護資料の見直し、防災安全計画の整備等の改善が進められている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	②・b・c
<p><コメント></p>		

<p>施設長は全国乳児福祉協議会の役職を務め、豊富な運営経験に基づく知見と信念をもって施設を導いている。役割と責任については、職務分掌で明示し、職員会議や申し送りの場で経営理念や運営方針を繰り返し伝えることで、職員の理解を促している。今年度の事業計画では「職位による職務内容」が改訂され、各職位に期待される姿がより明確になった。施設長が会議や申し送りの場で施設の現状や今後の方向性を自ら語りかける姿勢は、職員に信頼感を与えている。</p>		
11	<p>Ⅱ—1—（1）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・①・c
<p><コメント></p> <p>施設長は法令遵守に関する会議や研修に積極的に参加し、職員会議や研修を通じて職員へ周知するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいる。また、施設長会や制度対策の会議で情報収集を行い、会計事務所や社労士の助言を受けながら、法令に基づく適切な対応に努めている。一方で、職員が法令を理解しやすくするための周知体制には課題があり、今後も法令の基礎や遵守に関する理解促進に向けた取り組みの継続が期待されている。</p>		
<p>Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	②・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、会議や申し送りを通じて施設運営を取り巻く状況や運営方針を職員に周知している養育・支援の課題を把握して評価・分析を行うとともに、現場に寄り添って助言・指導を行うなど、支援の質向上に向けてリーダーシップを発揮している。また、新任学習会を設け、施設として大切にしていることや職員に身につけてほしい姿勢を直接伝える機会をつくっている。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	②・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は運営上の課題を明確にし、職員会議などを通じて改善に向けた取り組みを主導している。働き方や環境整備にも着手し、現場の意見を踏まえながら、長く働き続けられる職場づくりを進めている。制度変動期で先行きが見えにくい中、人事・労務・財務面での課題はあるものの、職員のエンゲージメント向上と経営体質の強化に向けた取り組みを進めている。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	②・b・c
<p><コメント></p> <p>人材確保が難しい状況の中で、施設は多様なチャネルを活用して採用活動を行い、法人見学会の</p>		

<p>開催や仕事フェスへの参加など外部広報にも取り組んでいる。外部研修や園内研修を計画的に実施し、OJTを通じて新人育成と定着を図っている。また、心理・看護師・栄養士・産前産後支援・里親支援・家庭支援などの加算職員の確保にも力を入れている。</p>		
15	<p>Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>就業規則や給与規定が整備され、職員の長所・特性・意向を踏まえた人事が行われている。今年度の事業計画では「職位による職務内容」が改訂され、各職位に期待される姿がより明確になったことで、職員が自身への期待を把握しやすくなっている。職員の力量に応じた研修参加を通じて次に求められる役割を理解してもらい取り組みも進められている。</p>		
<p>Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>有給休暇や時間外労働の状況を定期的に確認し、業務改善アンケートの実施や月間休日数の増加など、職員が安心して働ける環境づくりが進められている。個別面談やミーティングを通じて就業状況を把握し、就業環境に応じた勤務調整も行われている。一方で、入所児の体調不良や急な入院、緊急ショートステイなどによる勤務変更も多く、負担軽減には課題が残っている。今後は、有給休暇の完全消化や子育て支援など、さらなるワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の実現に向けた継続的な取り組みが期待される。</p>		
<p>Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員が自分の職務の重要性を理解できるよう、総括で個々の振り返りや翌年度の目標設定を行い、必要に応じて助言や指導を行っている。事業計画には職位ごとの「期待する職員像」が示され、経験年数に応じて自分がどの段階にいるかを把握しやすくなっている。新入職員には定期的な振り返り面談を実施し、育成担当職員が基本的な業務や養育について説明や助言を行いながら成長を支援している。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業方針で研修参加や学習会の充実が示され、年間の研修計画が整備されている。職位別・職種別研修や外部研修が実施され、全体状況や職員の意向を踏まえて計画されている。養育マニュアルには職員が身につけるべき姿勢が整理され、定期的な読み合わせで理解を深めている。また、グループリーダーや育成担当職員が後輩との定期面談を行い、振り返りと課題設定を支援する体制が整っている。</p>		

		第三者評価結果
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>職位別・職種別の研修計画が整備され、施設内研修も実施されている。研修後は内容を共有し、次年度の計画に反映している。相談員や心理職員には外部スーパービジョンの機会が確保されるとともに、経験年数や職種に応じた学びも場が整えられている。新任職員にはOJT担当を配置し、業務の伝達や定期的な振り返りを行っている。また、育児支援職員によるスキルアップ研修も実施されている。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアルを整備し、その内容を職員に周知している。養成校と連携し、事前オリエンテーションや実習後の振り返りを行い、次年度の受け入れに生かしている。また、学生の習熟度に応じて会議参加や専門職による講義を取り入れ、学びを深める工夫も行っている。さらに、実習生アンケートをもとに改善点を共有し、丁寧な実習指導につなげている。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>パンフレットや通信、ホームページを活用して理念や施設紹介、事業内容、事業計画・報告などを公開し、運営の透明性を高めている。さらに、地域向けの子育て支援通信（びよびよ通信）を回覧板や市の乳幼児学級で広報し、SNSも活用して情報発信を行っている。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>公認会計士事務所による定期的な巡回指導を受け、事務・経理・取引に関するルールを整備している。毎月の会計チェックに加え、労務や会計について専門家へ相談できる体制も整っており、監査内容や理事会・評議員会への報告を職員に共有し、資料を事務所で閲覧できるようにしている。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
--	--	---------

Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—４—（１）—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>学園行事や地域行事への相互参加を通じて密な関係づくりに取り組んでいる。地域消防団への職員参加や「子どもフェスティバル」の開催など、地域住民・ボランティア等との交流や広報にも力を入れている。日常の養育では図書館や商業施設、公園等への外出を取り入れ、児童センターを活用した地域の子ども同士の交流機会も設けている。さらに、毎月「ぴよぴよ広場」を継続開催し、地域の子育て支援拠点として地域に開かれた施設づくりを進めている。</p>		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルを整備し、基本姿勢を明確にした上で積極的に受け入れを進めている。活動内容を事前に示し、本の読み聞かせや掃除・洗濯、里親ボランティア、学生の見学・自主実習など、多様なボランティアが関われる体制を整えている。</p>		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの生活環境を広げるため、学校・幼稚園・子育てサロン・教育委員会・保健センター等の多様な機関と連携している。また、要保護児童対策地域協議会への参加を通じて関係機関との連携を深めている。施設の多機能化に伴い市町村との協働も強化され、要対協や特定妊婦会議への参加、ショートステイや母子預かりの受け入れ等の取り組みも進めている。</p>		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の拠点施設として、子育てサロンや子どもフェスティバルの開催を通じて住民と関わる機会を広げ、地域の福祉ニーズを把握している。要保護児童対策地域協議会への参加により、関係機関との情報共有やニーズの掘り起こしを進め、地域支援棟さくらんぼの整備によって相談事業を行う体制も強化している。さらに、毎月の「ぴよぴよ広場」や里親家庭への相談支援を通じて、地域の実情を継続的に把握しながら支援につなげている。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズに応じて、子育てサロンや子どもフェスティバル、講演、ショートステイ受け</p>		

入れ等の公益的活動を展開している。9市町村とのショートステイ契約や訪問支援事業を通じて支援が必要な家庭の状況を把握し、妊産婦等への訪問支援も市と連携して実施している。また、びよびよ広場や里親サロン、情報発信、職員の地域派遣などを通じて地域の子どもの拠点として活動を広げている。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもを尊重する基本姿勢を基本方針に示し、毎月の会議で倫理綱領や虐待防止マニュアルの読み合わせと意見交換を行うことで共通理解を深めている。養育ハンドブックで関わりの基本姿勢を共有し、不適切な関わりを確認できる仕組みも整備されている。さらに、心理職員による学習会や自立支援計画に基づく個別ミニ会議を通じて、子どもの状況に応じた支援内容を組織全体で共有している。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>基本方針に子どもの権利擁護について明示し、写真の取り扱いや記録媒体の管理ルールをマニュアルで明確にしてプライバシー保護に取り組んでいる。会議では入浴・排せつ・着替えなど日常場面での配慮点を共有し、幼児には絵本を用いて自他のプライバシーについて学べる機会を設けている。写真使用は保護者の同意を得たうえで、サーバ整備により個人でデータを保管しない体制を整えている。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援内容や設備等を記載したパンフレットを作成し、ホームページやSNSにも掲載するなど、保護者に必要な情報を積極的に提供している。入所説明ではイラスト入り資料を用いて状況に応じた丁寧な説明を行い、希望者には事前見学も実施している。個々の養育・支援内容についても家庭ごとに説明し、了承を得るようにしている。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	㊟・b・c

<コメント>		
<p>入所時には安心して利用できるよう丁寧に説明し、保護者の特性に応じて書面・図示・口頭を組み合わせた分かりやすい情報提供を行っている。理解が難しい場合には関係機関と協議し、必要に応じて児童相談所と連携して意思決定を支えている。また、養育・支援の経過は定期的なおたよりで共有し、来訪の少ない保護者には子どもの様子を継続的に伝えるなど、支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<コメント>		
<p>措置変更や地域・家庭への移行に際して、移行先や関係機関と連携し、養育・支援が途切れないよう調整している。退所前後には児童相談所・市町村・学校・病院等とケース会議を行い、支援内容を共有している。また、「退所にあたって」の文書やアセスメントシート、アルバムを用いて丁寧に説明し、幼児にはイラストを使った説明と段階を踏んだ面会交流・段階的な慣らしを実施している。退所後もプレゼントや年賀状、「ちょこっと会」等を通じてつながりを保ち、継続的な見守りを行っている。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<コメント>		
<p>子どもの最善の利益を目指し、グループ会議等での意見交換を通じて満足度を把握する仕組みを整えている。毎日の保育計画を子どもの発達や興味に合わせて作成し、会議で共有して活動に反映している。3歳以上には「三つの家」ツールを用いて気持ちを引き出し、幼児からの意見も日常の関わりに取り入れている。改善が必要な点は定期会議を待たずに職員間で迅速に協議し、満足度向上に努めている。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<コメント>		
<p>意見箱設置やマニュアル整備、第三者委員の配置により苦情解決の仕組みを整備し、廊下への掲示やホームページで周知している。意見や苦情は記録し職員と共有した上で迅速に対応している。保護者には面会・外泊後の面談や意見記入用紙の活用など、意見を伝えやすい機会を設け、苦情解決体制が機能するよう工夫している。</p>		
35	<p>Ⅲ—1—(4)—② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	a・b・c
<コメント>		

<p>小規模で話しやすい雰囲気を活かし、面接室の活用や担当者配置、事前の情報共有により保護者が意見を述べやすい環境を整えている。相談対応では書面周知に頼らず、話しやすい職員を固定したり、家庭支援・グループ担当など複数の相談先を設ける等、関係性に配慮した体制をとっている。要望等には確認や会議での協議を経て必ずフィードバックを行い、養育ハンドブックにも家庭支援における職員の心構えを明記するなど、相談しやすい環境づくりに取り組んでいる。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4)—③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育マニュアルに基づき、保護者からの相談や意見を家庭支援専門相談員、主任、施設長へつなぎ、施設としての判断を共有できる体制を整えている。面会記録には要望等を記載する欄を設け、施設全体で情報を共有できる仕組みとしている。家庭支援専門相談員を中心に、個別対応職員・心理職員・基幹的職員・担当保育士との多職種がチームで迅速に対応し、必要に応じて児童相談所とも綿密に連携して情報共有を行っている。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>インシデント・アクシデントやヒヤリハットは専用用紙で報告し、看護師を中心に集計・分析したうえで、毎月のグループ会議や看護師会議等で改善策を共有している。再発防止を目的とした取り組みであり、個人の責任追及ではないことも継続的に周知している。また、NS資料の読み合わせによる看護知識の向上や事故対応マニュアル等の各種マニュアル整備も進め、さまざまな場面でのリスクに備えている。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>看護対応マニュアルや看護資料、感染マニュアルを整備し、研修や会議等で共有・見直しを行うことで感染症予防と発生時の対応体制を強化している。毎月のグループ会議でマニュアルの読み合わせを行うとともに、感染発生時には子どもの年齢や職員配置、建物構造に応じてフローチャートに基づき対応している。病虚弱児の増加を踏まえ、隔離対応や囑託医の指示に基づく体制も整備されている。また、看護医療連携会議での振り返りや年2回の保健指導を通じて、感染症対策の質向上に取り組んでいる。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>防災対策マニュアルを整備し、定期的な避難訓練や想定訓練、BCPの策定に取り組むなど、災害時の安全確保に向けた体制を構築している。地域との合同防災訓練や消防署との連携による応急手</p>		

当・消火訓練を実施し、協力体制を強めている。火災・地震・子どもの異常発生など多様な場面を想定した訓練を計画的に行い、紙芝居を用いた取り組み等、子どもも参加できる形で実施している。備蓄品はリスト化してローリングストック意識した管理を行っており、消防団に所属する職員の活動も防災力向上に寄与している。

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児院養育指針や養育マニュアル（ハンドブック）、事業計画を全職員に配布し、読み合わせや意見交換を通じて標準的な実施方法を周知している。グループ会議では実施状況を振り返り、職員間で関わりを統一できるよう確認している。また、個別の事象に応じてハンドブックの該当箇所を参照するよう適宜伝える等、マニュアルに沿った養育・支援の実施が図られている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>年度末の総括で養育マニュアル（ハンドブック）や事業計画を振り返り、評価結果を次年度計画に反映している。自立支援計画は毎月の会議で心理職も交えて評価・見直しを行い、子どもの成長や課題を計画書に反映している。昨年度は養育ハンドブックを大きく見直し、他部門の意見も取り入れて更新し、今年度から新たなハンドブックを全職員に配布している等、標準的な実施方法を継続的に改善する仕組みが整っている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>統一様式を用いてアセスメントを行い、関係機関や専門職を交えたケースカンファレンスで自立支援計画を策定している。アセスメントシートや計画書の書式を整備し、必要に応じて全乳協や厚労省のツールも活用することで、総合的な視点で計画を立てられる体制を整えている。家庭支援では短期支援目標を共有し、多職種が日々のモニタリングを実施するとともに、会議で意見を出し合い、計画に反映している。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の家庭支援会議・グループ会議で支援目標や方法を検討し、自立支援計画を定期的に評価・</p>		

見直している。日々の記録をもとに担当職員が毎月の計画を作成し、施設長や専門職が確認して協議に活用している。計画書式も改善し、支援内容を共有しやすくしている。モニタリングにより定期的・随時の見直しを行い、児童相談所とも援助指針を定期的に調整して計画に反映している。		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>アセスメント項目を踏まえた統一書式で養育・支援の記録を作成し、児童観察記録や健康記録などの書式や記入例をハンドブックに示して記録の質と統一性を確保している。ハンドブック改訂で記録作成のポイントも追加し、サーバ上で子ども毎・部門別に管理している。メール送信や回覧などを活用し、職員間で記録を適切に共有できる体制が整えられている。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの記録は適切に保管され、個人情報の取り扱いを養育マニュアルに明記して職員へ周知している。パソコン・通信環境・サーバを整備し、個人でのデータ保管が不要な体制を構築しており記録はアクセス制限を設けて管理している。書類は施錠保管とし、保管期間を過ぎた記録は業者による廃棄処理を行うなど、個人情報保護に配慮した管理体制が整っている。</p>		

内容評価基準（22項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) こどもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>担当養育制と小規模グループホームケアを基盤に、信頼できる大人との愛着形成を大切にしながら、家庭的で安心できる環境づくりが進められている。こうした養育が十分に機能するよう、グループ会議や専門部門で子どもの課題を共有し、支援内容を確認できるチェックポイントを職員間で丁寧にすり合わせている。また、子ども一人ひとりの最善の利益と権利擁護を常に意識し、権利に関する認識を深め続ける取り組みが継続されている。</p>		

A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—（2）—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設では独自の虐待防止マニュアルを整備し、会議の場で日々読み合わせを行うことで、職員全体で共通理解を深めながら確認を重ねている。また、保育者が一人で悩みを抱え込まないよう、子どもの課題を全体で共有する機会を大切にし、グループリーダー等が積極的に声をかけるなど、相談しやすい環境づくりに取り組んでいる。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A—2—（1）養育・支援の基本		
A③	A—2—（1）—① こどものこころによりそいながら、こどもとの愛着関係を育んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>担当養育制を取り入れ、個別外出や家庭生活体験などを通して子どもとじっくり向き合う時間を大切にしている。受容的・応答的な関わりを職員全員が意識できるよう、一人ひとりがハンドブックを携行し、ミーティングのたびに読み合わせを行うことで、日々の支援の柱として確認している。また、子どもが不安になった際にはすぐに気持ちを受け止められる体制を整え、感情が高ぶったときには他の職員が自然に寄り添ってフォローに入る等、子どもが安心して感情を表現できる温かな環境づくりが進められている。</p>		
A④	A—2—（1）—② こどもの生活体験に配慮し、こどもの発達を支援する環境を整えている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>リハビリや療育に通う子どもの配慮事項を日々の保育に取り入れ、その工夫を他の子どもたちの生活体験の充実にもつなげる等、すべての子どもの発達支援に活かしている。小規模施設ならではの家庭的な雰囲気を大切にしつつ、子どもが自分の生活を主体的に営めるような環境づくりにも取り組んでいる。たとえばホームでは、子どもが自由に出し入れできる棚を設け、自分の玩具や椅子、食器、衣類を個別に収納できるようにすることで、「自分のもの」を大切にする気持ちを育んでいる。</p>		
A—2—（2）食生活		
A⑤	A—2—（2）—① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p>		

<p>子ども自身のリズムやニーズに合わせた自律授乳を基本とし、抱っこで目を合わせながら授乳することで、心地よいコミュニケーションの時間となるよう大切にしている。授乳を通して得られた子どもの様子や気づきは職員間で丁寧な共有され、子ども理解の深まりにつながっている。また、基本は抱っこでの授乳を行いながらも、その子が安心して飲めるよう、体勢を柔軟に調整している。</p>		
A⑥	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>離乳食の開始に限らず、時間帯やミルクとの間隔などについて栄養士・調理員・担当職員が丁寧に協議し、子どもにとって無理のない進め方を慎重に検討している。噛む力の育成やアレルギー対応についても、それぞれの専門的な視点を持ち寄り、安全に配慮した方法を工夫しながら取り組んでいる。こうした連携により、離乳食の時間が子どもにとって心地よく安心できる体験となるよう、細やかな支援が行われている。</p>		
A⑦	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが正しい姿勢で気持ちよく食事に向かえるよう、一人ひとりの体や発達に合わせて、食具やテーブルセット、調理方法まで細やかに配慮している。指導食を用意し、職員が同じテーブルで会話を楽しみながら食べることで、食事の時間が子どもにとって安心できるひとときとなっている。また、季節の野菜を育てて収穫し調理する活動など、食に親しむ体験も大切にしている。誕生日にはその子の好きなメニューを調理しているため、特別感のある温かい時間になっている。加えて、食堂には手作りの補助具を用意し、調理室から子どもたちの様子を見守れる環境を整えている。</p>		
A⑧	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>体調不良時や食欲が落ちている際には、その子の状態に合わせた食べやすい食事を提供し、調理職員が食事介助や簡単な手伝いを行うことで、家庭的な距離感の中で安心して食べられるよう工夫している。子どもが調理の手伝いや味見をするなど、食材に触れる機会も大切にしており、食への興味や楽しさにつながっている。また、敷地内で採れるタケノコやよもぎ、栗などを収穫してメニューに取り入れ、季節感のある味わいを届けている。あわせて、四季の行事食を提供したり、食中毒予防について掲示したり、箸の持ち方をわかりやすく伝えたりするなど、食への関心と衛生意識を育む取り組みも行っている。</p>		
<p>A-2-(3) 日常生活等の支援</p>		
A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>季節に応じた衣類に加え、着脱のしやすさや体調・発達段階を踏まえた衣類を用意し、子どもが快適に過ごせるよう丁寧に配慮している。清潔な衣類を整え、子ども自身が日々選べるよう個人用の衣類ダンスを設け、好きなシールを貼ることで「自分のもの」という意識を育てている。また、衣類管理の職員とおもちゃ管理の職員を配置し、物品の整理や補充が適切に行われる体制を整えている。</p>		
A⑩	A—2—(3)—② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>乳幼児が安心して深い眠りにつけるよう、室温や湿度の確認、空調管理などの環境調整を丁寧に行っている。体位や睡眠の様子はこまめに見守り、睡眠中は15分おきに安全確認を行うなど、細やかな配慮を徹底している。また、SIDS のリスクが高い子どもには、その時に眠れるタイミングで十分な睡眠を保障し、急な入所で不安が強い子どもには家庭からの愛着物（枕・ぬいぐるみ等）をそのまま使えるようにして安心感を支えている。さらに、眠る前の行動リズムを整えるなど、穏やかな入眠につながる工夫も一人ひとりに合わせて行っている。</p>		
A⑪	A—2—(3)—③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍以降は職員が着衣のまま入浴支援を行っており、子どもにとってより安心できる方法について、グループで話し合いながら改善を進めている。その過程で、幼児には入浴時間の希望を聞き、午前・午後のいずれかを自分で選べるようにする等、子どもの気持ちを尊重した対応も行っている。</p>		
A⑫	A—2—(3)—④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>おむつ交換の時間は、1対1でゆったりと言葉を交わし、スキンシップをとる心地よいひとときとして大切にしている。また、トイレには踏み台や手すりを設置し、子どもが安心して排せつに向かえるよう環境づくりを進めている。さらに、パンツやトイレに自然と興味を持てるよう関連する絵本の読み聞かせを行い、成功した際にはご褒美シールを貼るなど、意欲につながる工夫も取り入れている。年上の子の姿に刺激を受け、自分でもやってみたいという気持ちが育つ場面も多く見られており、乳幼児が排せつへの意識を持てるよう丁寧な支援が行われている。</p>		
A⑬	A—2—(3)—⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達を引き出す遊びを大切にし、事前に幼児から「やりたい遊び」や「興味のある活動」を聞き取って保育に取り入れるなど、子どもの意見を尊重した取り組みが行われている。玩具</p>		

<p>は個別の収納箱に入れて自由に出し入れでき、月齢の高い子どもには自分の物として整理整頓する経験を通して主体性が育まれている。</p>		
<p>A—2—（4）健康</p>		
<p>A⑭</p>	<p>A—2—（4）—① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>健康記録の特記事項を一目で把握できるよう工夫し、気になる症状があれば速やかに看護師へ報告する仕組みが整っている。年2回の嘱託医健診を実施し、その子の心身状態の変化や発達課題に応じて医療機関につなげるほか、看護・医療連携会議では健診や予防接種の状況を確認し、市の保健師とも連携を図っている。離乳食開始時には、初めての食材について丁寧に申し送りを行い、アレルギーなどの異常がないか注意深く観察している。また、夜間の痙攣など緊急時を想定した訓練にも取り組み、万が一の際にも落ち着いて対応できる体制づくりを進めている。</p>		
<p>A⑮</p>	<p>A—2—（4）—② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>重症化しやすい子どもの対応を分かりやすく書面で掲示し、全職員が共通理解のもとで統一したケアを行えるようにしている。薬の管理は看護師が中心となり、適切な投薬と記録が徹底されている。また、発達面で気になることがあれば市の保健師や専門家に相談し、必要に応じて療育やリハビリにつなげている。専門機関からの指導内容は写真付きのわかりやすい資料にまとめ、日常生活に取り入れられるよう全職員で共有している。</p>		
<p>A—2—（5）心理的ケア</p>		
<p>A⑯</p>	<p>A—2—（5）—① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>心理職員が配置されており、グループ会議やミニ会議、ケースカンファレンスに参加して、心理的ケアが必要な子どもへの支援に関わっている。保護者との関わりが難しい場合の面会対応や関係者会議への参加を通じて、保護者支援にも取り組んでいる。また、幼稚園児にはプレイセラピーを実施し、その様子を会議で共有したり担当者と振り返ったりしている。</p>		
<p>A—2—（6）親子関係の再構築支援等</p>		
<p>A⑰</p>	<p>A—2—（6）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者の意向を丁寧にくみ取りながら支援内容を検討している。面会では、子どもの誕生日を一緒に祝うことや行事に招待することなどを通して、保護者との関係づくりに取り組んでいる。家庭支援専門相談員や心理職員による面談では、保護者の話をじっくり聞く時間を確保し、気持ちに寄り添った支援を行っている。また、面会対応や支援計画については子ども相談センターと情報共有</p>		

<p>を行い、父の日・母の日にカードを送るなど、つながりを深める工夫も取り入れている。</p>		
A⑱	A—2—(6)—② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>親子関係の再構築に向けてアセスメントを実施し、子ども相談センターや関連機関と協力しながら、援助指針の定期的な見直しや家庭復帰の判断に活用するチェックリスト、乳幼児虐待リスクアセスメント指標等を用いて支援を進めている。保護者の状況や課題についても、関係機関と丁寧に情報を共有し、理解を深めるよう取り組んでいる。また、兄弟が児童養護施設に在籍している場合には、子ども相談センターと連携して兄弟交流を実施するなど、家族のつながりを大切にされた支援も行っている。</p>		
<p>A—2—(7) 養育・支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑲	A—2—(7)—① 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>退所後も子どもの状況を丁寧に把握できるよう、関係機関とのケース会議や移行先施設との打ち合わせに参加し、情報共有と連携を行っている。また、退所後も誕生日カードを送ったり行事に招いたりすることで、成長をともに喜び、子どもがいつでも戻ってこられる安心感を大切にしている。こうした取り組みにより、退所後も子どもの安心を支える関わりが継続されている。</p>		
<p>A—2—(8) 継続的な里親支援の体制整備</p>		
A⑳	A—2—(8)—① 継続的な里親等支援の体制を整備している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>里親支援専門相談員を配置し、里親家庭への支援やマッチング、家庭訪問、来所相談、レスパイトの調整、里親実習の受け入れ等、多岐にわたる役割を担っている。里親の困りごとには丁寧に耳を傾け、相談しやすい関係づくりを大切にしている。また、子どもとの関係づくりに向けては、半年ほど時間をかけて面会計画を進めるなど、無理のないペースで支援を行っている。</p>		
<p>A—2—(9) 一時保護委託への対応</p>		
A㉑	A—2—(9)—① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>一時保護の受け入れに向けて受け入れマニュアルの見直しを進め、多職種が連携して健康管理やアセスメントを丁寧に行える体制を整えている。看護師や保育士、相談支援担当が情報を共有しながら子どもの状態を的確に把握し、必要な支援につなげられるよう協力することで、一時保護委託を安心して受け入れられる環境を維持している。</p>		

A⑳	A—2—(9)—② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>緊急一時保護委託の受け入れを行っており、入所時には他の子どもと離れた環境で観察期間を設け、心身の状態を丁寧に把握している。受け入れ後は、心理職・看護師・保育士・子ども相談センターなど多職種が連携し、健康状態や情緒発達面を統合的にアセスメントして関係機関と共有している。また、子どもが安心して過ごせるよう、関わる職員をできる限り固定する等、落ち着いた環境づくりにも配慮している。</p>		